

(2)教科書の内容

表3-7(2)① 内容《票:養3-6(2)ア》

	難しすぎる	範囲が広すぎる	適当	やさしすぎる	その他
理容師養成施設	29.2 33	38.9 44	52.2 59	2.7 3	5.3 6
美容師養成施設	22.5 52	34.2 79	54.1 125	1.3 3	8.2 19
合計	24.7 85	35.8 123	53.5 184	1.7 6	7.3 25

※理容師養成施設「113件」、美容師養成施設「231件」を対象

表3-7(2)② 内容「その他」《票:養3-6(2)ア》

理容師養成施設	美容師養成施設
<ul style="list-style-type: none"> ○ろう学校生には難しすぎる ○説明が簡略されている傾向にある ○理美容に直接関係あるものに限定すべき ○専門的内容がある ○一概に言えない ○物理化学、運営管理は中卒者には理解できない ○内容の精選が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○毎年内容を変えないでほしい ○美容理論2は範囲が広すぎる ○入所者の学力低下のため、もっと解説をいれてほしい ○内容が時代に合わない ○理美容に必要なポイントを重視 ○教科間で重複か所が多い ○不明点が多い ○用語の統一 ○美容師に必要ないものがある ○課目による ○難しく表現し、かえって理解しにくい ○編集者の個性が強く偏りがある ○難易度に波がある ○実技は手順をわかりやすくしてほしい ○保健は、わかりやすい図にしてほしい ○章ごとにまとめた頁を作成してほしい ○教科担当の先生の質によるのではないか ○物理・化学、運営管理は中卒者には理解できない ○まとめにくい ○物理・化学はもっと美容的な専門にしてほしい ○わかりにくい

表3-7(2)③ 見直しの必要性《票:養3-6(2)イ》

	必要有り	なし	どちらともいえない	無回答	合計
理容師養成施設	32.2 39	30.6 37	33.9 41	3.3 4	100.0 121
美容師養成施設	35.0 82	32.9 77	29.1 68	3.0 7	100.0 234
合計	34.1 121	32.1 114	30.7 109	3.1 11	100.0 355

表3-7(2)④ 見直す理由《票:養3-6(2)イ》

	わかりやすく簡単に	直接関係ない内容が多い	広範囲すぎる	内容が時代に合わない	見解や解釈に相違がある	内容が重複している	専門分野を多くして欲しい	最新のもの	専門用語を増やしやすい	その他(無回答を含む)	合計
理容師養成施設	23.1 9	12.8 5	7.7 3	2.6 1	0.0 0	0.0 0	2.6 1	7.7 3	7.7 3	35.9 14	100.0 39
美容師養成施設	19.5 16	18.3 15	15.9 13	6.1 5	3.7 3	2.4 2	2.4 2	0.0 0	1.2 1	30.5 25	100.0 82
合計	20.7 25	16.5 20	13.2 16	5.0 6	2.5 3	1.7 2	2.5 3	2.5 3	3.3 4	32.2 39	100.0 121

表3-7(2)⑤ 見直す理由《票:養3-6(2)イ》

理容師養成施設	美容師養成施設
<ul style="list-style-type: none"> ○資料は最新のものに ○国家試験との関係について再考すべき ○文化論は各章で言いたいことがわからない ○聴覚障害者であるため、ビデオ教材である方が望ましい ○具体的な内容を載せてほしい ○化学は理容・美容共通でよい ○説明が不十分 ○指導書等教えるポイント等をわかりやすくしたものを準備してほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ○表現の仕方が専門的すぎる ○具体的な内容を載せてほしい ○衛生管理、保健、化粧品化学が難解 ○偏っている ○免許を必要とする範囲に限定すべき ○写真を詳しく ○基本部分と上級レベルを作成すべき ○言葉の使い方が曖昧 ○單元ごとに箇条書きにまとめた部分が必要 ○高校の教科書の内容と見合わせるべき ○実習について曖昧 ○国家試験との関係について再考すべき ○保健の人体が難しい ○化学は理容・美容共通でよい ○説明が不十分

第4 施設・設備に関すること

1 施設の設置

ア 施設の同一施設内設置に関する指導状況

表4-1(ア)① 施設の配置に対する指導状況《票:厚4-1、県5-1》

	全く認めて いない	やむを得 ない場合	その他	無回答	合計
厚生局	25.0 2	62.5 5	12.5 1	0.0 0	100.0 8
都道府県	33.3 7	42.9 9	14.3 3	9.5 2	100.0 21
合計	31.0 9	48.3 14	13.8 4	6.9 2	100.0 29

表4-1(ア)② やむを得ないと判断される理由《票:厚4-1、県5-1》

厚生局	都道府県
<input type="checkbox"/> 定員の変更増 <input type="checkbox"/> 授業の合間の移動において、授業計画及び校舎間の距離等を考慮して支障がないと判断される場合 <input type="checkbox"/> 移動手段が確実である場合 <input type="checkbox"/> 学生に対する授業の実施に問題がなければ認める <input type="checkbox"/> 定員増で施設を拡張する場合で土地が狭隘であり拡張が困難な場合	<input type="checkbox"/> 厚生局と協議して判断

イ 施設の同一内の設置状況

表4-1イ① 施設の配置状況《票:養4-1》

	同一構内 に設置	分設して 設置	その他	無回答	合計
理容師養成施設	93.4 113	2.5 3	0.8 1	3.3 4	100.0 121
美容師養成施設	92.7 217	6.4 15	0.4 1	0.4 1	100.0 234
合計	93.0 330	5.1 18	0.6 2	1.4 5	100.0 355

表4-1イ② 施設を分設して配置している理由《票:養4-1》

理容師養成施設	美容師養成施設
<input type="checkbox"/> 立地面積上 <input type="checkbox"/> 手狭のため <input type="checkbox"/> 敷地が飛び地	<input type="checkbox"/> 立地面積上 <input type="checkbox"/> 立地条件のよい場所で行う方が効果的 <input type="checkbox"/> 土地の確保が困難 <input type="checkbox"/> 寮を校舎に新設 <input type="checkbox"/> 学科棟と実習棟を設置 <input type="checkbox"/> 敷地が飛び地

2 消毒室の設置

ア 消毒室での授業の実施に関する指導状況

表4-2ア① 消毒に関する指導状況《票:厚4-2(1)、県5-2(2)》

	指導している			指導していない	無回答	合計
	消毒室内	実習室	計			
厚生局	50.0 33.3 1	50.0 33.3 1	100.0 66.7 2	33.3 1	0.0 0	100.0 3
都道府県	0.0 0.0 0	0.0 0.0 0	0.0 0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0
合計	50.0 33.3 1	50.0 33.3 1	100.0 66.7 2	33.3 1	0.0 0	100.0 3

表4-2ア② 消毒室での授業の実施状況(厚生局・都道府県)《票:厚4-2(1)、県5-2(1)》

	有			無	無回答	合計
	有	聞いたことがある	合計			
厚生局	100.0 37.5 3	0.0 0.0 0	100.0 37.5 3	62.5 5	0.0 0	100.0 8
都道府県	0.0 0.0 0	100.0 19.0 4	100.0 19.0 4	76.2 16	4.8 1	100.0 21
合計	42.9 10.3 3	57.1 13.8 4	100.0 24.1 7	72.4 21	3.4 1	100.0 29

イ 消毒室での授業の実施状況

表4-2イ 消毒室での授業の実施状況(養成施設)《票:養4-2(1)》

	消毒室内	実習室	教室	別学科の実験室	実習室の一部が消毒室	その他	無回答	合計
理容師養成施設	17.4 21	76.0 92	3.3 4	0.0 0	0.0 0	0.0 0	3.3 4	100.0 121
美容師養成施設	10.7 25	82.5 193	2.1 5	0.9 2	0.9 2	0.9 2	2.1 5	100.0 234
合計	13.0 46	80.3 285	2.5 9	0.6 2	0.6 2	0.6 2	2.5 9	100.0 355

ウ 消毒室での授業の必要性

表4-2ウ① 消毒室における授業の実施の必要性《票:養4-2(2)》

	必要がある	必要がない	無回答	合計
理容師養成施設	23.1 28	68.6 83	8.3 10	100.0 121
美容師養成施設	16.2 38	76.9 180	6.8 16	100.0 234
合計	18.6 66	74.1 263	7.3 26	100.0 355

表4-2ウ② 消毒室において授業を実施する理由《票:養4-2(2)》

	安全面の管理	衛生的に実施するため	薬品等を使用するため	試薬、流し台の設置	管理上	現実的	その他(無回答を含む)	合計
理容師養成施設	10.7 3	7.1 2	3.6 1	7.1 2	7.1 2	7.1 2	75.0 21	117.9 28
美容師養成施設	7.9 3	7.9 3	7.9 3	5.3 2	0.0 0	0.0 0	86.8 33	115.8 38
合計	9.1 6	7.6 5	6.1 4	6.1 4	3.0 2	3.0 2	81.8 54	116.7 66

表4-2ウ③ 消毒室において授業を実施する理由《票:養4-2(2)》

理容師養成施設	美容師養成施設
○消毒の意識の向上	○基部・薬品の移動が必要ない ○美容所と同様の教育ができる

表4-2ウ④ 消毒室で授業を実施しない理由《票:養4-2(2)》

	手狭である	設備的に問題がなければよい	消毒室で行う理由がない	実習室の方が効果的	サロンに近い形での実習が望ましい	授業の一体的な実施	その他	合計
理容師養成施設	30.1 25	4.8 4	0.0 0	26.5 22	2.4 2	2.4 2	33.7 28	100.0 83
美容師養成施設	23.9 43	7.2 13	3.9 7	5.6 10	3.3 6	1.7 3	54.4 98	100.0 180
合計	25.9 68	6.5 17	2.7 7	12.2 32	3.0 8	1.9 5	47.9 126	100.0 263

表4-2ウ⑤ 消毒室で授業を実施しない理由《票:養4-2(2)》

理容師養成施設	美容師養成施設
○影響がない ○現状で不便を感じない ○サロンでは消毒室で業務を行わない ○今まででも使用していない ○生徒に公平な実習を行う必要がある ○教科書で十分	○実習室等へも運びやすい ○影響がない ○保管場所であるため ○消毒室の必要性がわからない ○難しい消毒は行わない ○安全面から

3 実験器具等の備品について

表4-3 実験器具等の備品に関する必要性《票:養4-3(1)》

	必要のない備品がある	規定されていない備品がある
理容師養成施設	41.3 50	12.4 15
美容師養成施設	45.7 107	9.4 22
合計	44.2 157	10.4 37

4 実験器具等の備品の理容科と美容科の共有

表4-4 指導状況《票:厚4-3、県5-3》

	認めている	一部の品目	認めていない	その他	無回答	合計
厚生局	50.0 4	12.5 1	25.0 2	12.5 1	0.0 0	100.0 8
都道府県	42.9 9	9.5 2	33.3 7	0.0 0	14.3 3	100.0 21
合計	44.8 13	10.3 3	31.0 9	3.4 1	10.3 3	100.0 29

第5 申請等に関すること

1 都道府県の法定受託事務の見直し

(1)委託・実施状況

表5-1(1)① 委託・実施状況《票:厚5-1(1)ア、県6-1(1)》

	すべて委託(受託)	一部委託(受託)	委託(受託)を行っていない	合計
厚生局	75.0 6	0.0 0	25.0 2	100.0 8
都道府県	61.7 29	10.6 5	27.7 13	100.0 47
合計	63.6 35	9.1 5	27.3 15	100.0 55

表5-1(1)② 厚生局の委託内容《票:厚5-1(1)イ》

	施設・設備の現地確認	指定に必要な報告
厚生局	100.0 6	33.3 2

表5-1(1)③ 都道府県の受託内容《票:県6-1(2)》

	施設・設備の現地確認	計画書の確認	指定等に関する事務	厚生局との連絡調整	設置者との相談・情報提供	設置者への照会
都道府県	52.9 18	20.6 7	14.7 5	8.8 3	5.9 2	2.9 1

(2)厚生労働大臣の事務とすることについて

表5-1(2)① 厚生労働大臣の事務とすることへの賛否《票:県6-1(3)ア》

	賛成	反対	合計
都道府県	100.0 47	0.0 0	100.0 47

表5-1(2)② 厚生労働大臣の事務とすることに賛成の理由《票:県6-1(3)ア》

	指定等は国が実施	全国統一的な指示	事務の効率化	具体的な指示指導ができない	都道府県が指導すべき事務でない	迅速的な処理	国が一元的に実施	その他
都道府県	36.2 17	14.9 7	10.6 5	6.4 3	6.4 3	4.3 2	4.3 2	12.8 6

表5-1(2)③ 厚生労働大臣の事務とすることに賛成の理由「その他」《票:県6-1(3)ア》

都道府県
<ul style="list-style-type: none"> ○指導権限の明確化 ○窓口の一本化 ○法定受託事務以外だから ○現在でも関与していないため ○地方厚生局が整備されたから ○事務が形骸化

表5-1(2)④ 厚生労働大臣の事務とすることの問題点《票:厚5-1(1)ウ、県6-1(3)イ》

	問題有り	問題なし	無回答	合計
厚生局	37.5 3	62.5 5	0.0 0	100.0 8
都道府県	4.3 2	93.6 44	2.1 1	100.0 47
合計	9.1 5	89.1 49	1.8 1	100.0 55

表5-1(2)⑤ 厚生労働大臣の事務とすることの問題点《票:厚5-1(1)ウ、県》

厚生局	都道府県
<ul style="list-style-type: none"> ○厚生局はブロック機関であり、都道府県に支所を持たないため、指定審査に手間がかかる ○厚生局の大幅な増員が必要となる ○都道府県の養成施設担当部局の減員が予想され、都道府県の反発が予想される ○業務量の増加により支障がでる 	<ul style="list-style-type: none"> ○養成施設の実体把握が困難になるおそれがある ○養成施設の講義内容等の指導が必要な場合に直接指導できない

2 養成施設に対する指導監督

(1) 指導監督の実施状況

表5-2(1) 指導監督の実施状況(票:県1-1)

	実施	未実施	合計
都道府県	44.7 21	55.3 26	100.0 47

(2) 実地調査(立入検査)

ア 実施及び連携

表5-2(2)ア 実施及び連携の有無《票:厚5-1(2)アイ、県1-2(1)(2)》

	実施している				合計	実施していない	合計
	合同	連携	単独	その他			
厚生局	50.0 50.0 4	25.0 25.0 2	12.5 12.5 1	12.5 12.5 1	100.0 100.0 8	0.0 0	100.0 8
都道府県	43.8 33.3 7	18.8 14.3 3	31.3 23.8 5	6.3 4.8 1	100.0 76.2 16	23.8 5	100.0 21
合計	45.8 37.9 11	20.8 17.2 5	25.0 20.7 6	8.3 6.9 2	100.0 82.8 24	17.2 5	100.0 29

イ 実施計画

表5-2(2)イ 立入検査の実施計画《票:厚5-1(2)ア、県1-2(1)》

	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上	無回答	合計
厚生局	0.0 0	0.0 0	37.5 3	12.5 1	37.5 3	0.0 0	12.5 1	100.0 8
都道府県	19.0 4	4.8 1	9.5 2	0.0 0	0.0 0	4.8 1	61.9 13	100.0 21
合計	13.8 4	3.4 1	17.2 5	3.4 1	10.3 3	3.4 1	14	51.7 29

ウ 厚生労働大臣の事務とすることについて

表5-2(2)ウ① 厚生労働大臣の事務とすることへの賛否《票:県1-3(1)》

	賛成	反対	合計
都道府県	100.0 21	0.0 0	100.0 21

表5-2(2)ウ② 厚生労働大臣の事務とするの賛成の理由《票:県1-3(1)》

	指定及び取消しは	一元的に実施する	権限を明確にすべ	厚生局が直接行う
都道府県	57.1 12	47.6 10	4.8 1	4.8 1

表5-2(2)ウ③ 厚生労働大臣の事務とすることへの問題点《票:県1-3(1)》

厚生局	都道府県
<ul style="list-style-type: none"> ○厚生局はブロック機関であり、都道府県に支所を持たないため、指定審査に手間がかかる ○厚生局の大幅な増員が必要となる ○都道府県の養成施設担当部局の減員が予想され、都道府県の反発が予想される ○都道府県の関心が薄れる ○軽微な対応まで国に求められる 	<ul style="list-style-type: none"> ○養成施設の実体把握が困難になるおそれがある

表5-2(2)ウ④ 厚生労働大臣の事務とすることの問題点《票:厚5-1(2)ウ、県1-3(2)》

	問題有り	問題なし	合計
厚生局	37.5 3	62.5 5	100.0 8
都道府県	9.5 2	90.5 19	100.0 21
合計	17.2 5	82.8 24	100.0 29

(3) 厚生局と都道府県との連携

表5-2(3)① 養成施設の指導に対する都道府県との連携《票:厚5-1(4)、県一追加調査》

	必要である	必要でない	合計
厚生局	87.5 7	12.5 1	100.0 8
都道府県	28.6 6	71.4 15	100.0 21
合計	44.8 13	55.2 16	100.0 29

表5-2(3)② 連携が必要である理由《票:厚5-1(4)、県一追加調査》

厚生局	都道府県
<ul style="list-style-type: none"> ○教員の変更、建物構造の変更は都道府県知事への届出であり、厚生局では承知できないことから何らかの連携 ○地元都道府県との情報交換等は必要と思われる ○指導内容に濃淡、格差ができてしまい、同一の指導ができない ○各地域の事情等を踏まえた詳細な養成施設の状況は各都道府県が把握しており、投書等による問題が生じた場合、厚生局のみでは対応が困難 ○地域の事情等の情報入手のためにも連携はかかせない ○都道府県としても養成施設の状況を把握しておく必要があると考える 	<ul style="list-style-type: none"> ○理美容所の指導に当たり、養成施設の状況を把握しておくため ○養成施設に関する苦情等、必要な時の情報提供・交換 ○都道 ○届出

表5-2(3)③ 連携が必要でない理由《票:県一追加調査》

厚生局	都道府県
(無回答)	<ul style="list-style-type: none"> ○すべて厚生局が行うのであれば連携は不要 ○一元的に実施されるのであれば連携は不要だが、これまでと同規模の指導調査が実施され、養成施設への指導の水準を維持向上させることが必要 ○特に問題は生じない ○情報の提供及び交換は必要 ○指導部局が複数あると混乱する ○窓口は1本に統一し、事務の簡略化を図るべき ○国が全国一律の基準で指導することが適当 ○現行法では、国と地方の責務が曖昧

3 届出事務の整理

表5-3① 厚生労働大臣への届出(票:厚5-1(3)、県6-2)

	問題有り	問題なし	合計
厚生局	37.5 3	62.5 5	100.0 8
都道府県	10.6 5	89.4 42	100.0 47
合計	14.5 8	85.5 47	100.0 55

表5-3② 問題となる事項(票:厚5-1(3)、県6-2)

厚生局	都道府県
<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県が把握していないことは問題がある ○情報の共有ができない ○厚生局の大幅な増員が必要となる ○都道府県の養成施設担当部局の減員が予想され、都 	<ul style="list-style-type: none"> ○変更の内容を把握しにくくなる ○事務の一部が県に残るのであれば、届出又は情報提供が必要 ○理容師法及び美容師法を所管するので、養成施設の最小限の情報は県担当課として把握しておくべき ○理美容師法に基づく理容所・美容所の指導等を行う際に養成施設の状況がわかった方がよい場合があるため

表5-3③ 問題なしとするにあたっての前提条件(票:県6-2)

都道府県
<ul style="list-style-type: none"> ○厚生局において、都道府県が行ってきた指導調査と同規模の指導調査が実施され、養成施設への指導の水準を維持・向上されることが必要 ○理容師・美容師養成施設に関する事務の都道府県の関与が完全になくることが前提

4 定員の減に伴う厚生労働大臣の承認

(1) 教員又は構造設備の変更状況

① 厚生局の状況

表5-4(1)① 変更の可否(重複回答)《票:厚5-2(1)》

	変更を生じる	変更を生じる内容			変更は生じない	合計
		教員	構造設備	教員・構造設備外		
厚生局	100.0 8	75.0 6	62.5 5	0.0 0	0.0 0	100.0 8

② 養成施設の状況

表5-4(1)②-a 変更の可否(養成施設)《票:養5-1》

	変更を生じる	変更を生じる内容			変更は生じない	合計
		教員	構造設備	教員・構造設備外		
理容師養成施設	53.7 65	73.8 39.7 48	23.1 12.4 15	4.6 2.5 3	46.3 56	100.0 121
美容師養成施設	56.0 131	87.0 48.7 114	23.7 13.2 31	7.6 4.3 10	44.0 103	100.0 234
合計	55.2 196	82.7 45.6 162	23.5 13.0 46	6.6 3.7 13	44.8 159	100.0 355

表5-4(1)②-b 変更の可否(養成施設)「教員・構造設備以外」《票:養5-1》

理容師養成施設	美容師養成施設
(無回答)	○学校運営上の給与面、待遇面等 ○クラス数

(2) 届出とした場合の問題点

表5-4(2)① 承認から届出とした場合の問題点《票:厚5-2(2)》

	問題有り	問題なし	合計
厚生局	37.5 3	62.5 5	100.0 8

表5-4(2)② 問題となる事項《票:厚5-2(2)》

厚生局
○都道府県が把握していないことは問題と思われる
○厚生局の大幅な増員が必要となる
○都道府県の養成施設担当部局の減員が予想され、都道府県の反発が予想される
○厚生局では理容師・美容師養成施設以外の養成施設も担当しており、他の課程と横断的に検討する必要がある

5 他の養成施設からの編入所

ア 転入所の状況

表5-5ア① 転入所に対する指導状況《票:厚2-4(1)、県3-4(1)》

	指導している	指導していない	無回答	合計
厚生局	100.0 8	0.0 0	0.0 0	100.0 8
都道府県	28.6 6	57.1 12	14.3 3	100.0 21
合計	48.3 14	41.4 12	10.3 3	100.0 29

表5-5ア② 指導上の問題点《票:厚2-4(2)、県3-4(1)》

	問題有り	問題なし	無回答	合計
厚生局	37.5 3	62.5 5	0.0 0	100.0 8
都道府県	19.0 4	76.2 16	4.8 1	100.0 21
合計	24.1 7	72.4 21	3.4 1	100.0 29

表5-5ア③ 指導上問題となる具体的内容《票:厚2-4(2)》

厚生局	都道府県
○近隣に養成施設がない場合 ○生徒、両親への周知 ○学費の差額 ○職業訓練校の場合、廃止時に留年者が出た場合の対応が困難	○編入により課目ごとに未履修がないことの詳細な確認 ○県内に1施設しかなく編入先が県外になる ○編入後の選択科目の履修時間の取扱いが難しい ○在学者の志向調査と受け入れ先施設の定員変更等

イ 養成施設の受入れ

表5-5イ① 受入れの可否(定員を超える場合を除く)《票:養2-4》

	受入可能	受入不可能	無回答	合計
理容師養成施設	71.1 86	22.3 27	6.6 8	100.0 121
美容師養成施設	76.5 179	17.5 41	6.0 14	100.0 234
合計	74.6 265	19.2 68	6.2 22	100.0 355

表5-5イ② 受入れが不可能な理由《票:養2-4》

	課目の履修内容・時間が異なるため	施設の構造上	教育方針	学則により認めない	その他	合計
理容師養成施設	24.0 6	4.0 1	0.0 0	8.0 2	64.0 16	100.0 25
美容師養成施設	30.0 12	10.0 4	5.0 2	0.0 0	55.0 22	100.0 40
合計	27.7 18	7.7 5	3.1 2	3.1 2	58.5 38	100.0 65

6 国家試験に合格できないとみこまれる生徒の卒業

ア 厚生局及び都道府県の状況

表5-6ア 国家試験に合格できないと見込まれる生徒の卒業(厚生局・都道府県)《票:厚2-2(1)、県3-2(1)》

	有			聞いたことがない	合計
	聞いたことがある	実態の把握ができていない	合計		
厚生局	0.0	100.0	100.0	75.0	100.0
	0.0	25.0	25.0		
都道府県	0.0	100.0	100.0	90.5	100.0
	0.0	9.5	9.5		
合計	0.0	100.0	100.0	86.2	100.0
	0.0	13.8	13.8		

イ 養成施設の状況

表5-6イ① 国家試験に合格できないと見込まれる生徒の卒業(養成施設)《票:養2-2(3)ア》

	聞いたことがある	聞いたことがない	無回答	合計
理容師養成施設	33.1	66.9	0.0	100.0
	40	81	0	121
美容師養成施設	43.2	56.0	0.9	100.0
	101	131	2	234
合計	39.7	59.7	0.6	100.0
	141	212	2	355

表5-6イ② 卒業させない理由《票:養2-2(3)イ》

	合格率の向上を図るため	生徒の募集に影響するため	知らない	その他(無回答を含む)	合計
理容師養成施設	75.0	2.5	0.0	22.5	100.0
	30	1	0	9	40
美容師養成施設	65.3	4.0	6.9	23.8	100.0
	66	4	7	24	101
合計	68.1	3.5	5.0	23.4	100.0
	96	5	7	33	141

表5-6イ③ 内示時期を早めることができない等の理由《票5-3(2)》

	理容師養成施設	美容師養成施設
(無回答)		○学校の評価及び評判を上げるため ○不合格のまま卒業させると無資格で業を行ってしまうため ○卒業見込みのため

7 広告規制

表5-7① 新設等の広告に関する指導状況《票:厚5-3(1)》

	計画書受理後	計画書内示後	無回答	合計
新設等の広告	87.5 7	0.0 0	12.5 1	100.0 8
学生募集の広告	50.0 4	50.0 4	0.0 0	100.0 8
入学試験の実施	62.5 5	37.5 3	0.0 0	100.0 8

表5-7② 内示時期の迅速化《票5-3(2)》

	可能	不可能	その他	合計
厚生局	50.0 4	25.0 2	25.0 2	100.0 8

表5-7③ 内示時期を早めることができない等の理由《票5-3(2)》

厚生局	
<input type="checkbox"/>	設置計画書の提出時期の3月は当該年度の指定・承認等の業務で多忙となるため、計画書の確認等を早めること
<input type="checkbox"/>	計画書のヒアリング後の改善を確認する必要があるため

表5-7③ 内示時期の迅速化「その他」《票5-3(2)》

厚生局	
<input type="checkbox"/>	そもそも標準処理期間がない
<input type="checkbox"/>	事務量にもよるので一概に回答できない